

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和7年3月

(抜粋)

地域福祉課

実施について、どう考えるか。

- なお、本検討会議については、本年3月に論点整理を行った上で、本年夏頃を目途に取りまとめを行う方針であり、取りまとめ次第、その内容等について、情報提供を行い、その後、社会保障審議会福祉部会等での議論を経て、必要な対応を行っていく予定である。
- 本検討会議の議事及び資料等については、以下URL（厚生労働省HP）に記載しているため、参考にされたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html

2. 重層的支援体制整備事業の適切な運用

(1) 重層的支援体制整備事業とその課題

- 前述のとおり、重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備するための手段の1つであり、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」事業である。
- 従って、
 - ・ まず、前述のとおり、包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討することが不可欠であり、
 - ・ その上で、既存制度等においてそのままでは対応が困難な具体的な課題が生じており、地域住民を含む幅広い関係機関等の合意のもと、それを解決する手段として、重層的支援体制整備事業を実施することが適当であると決定した場合に実施すべき事業であり、令和5年度の重層的支援体制整備事業実施要綱改正において、事業実施に向けて必要なプロセスを明記したところであるが、現状ではこのプロセスが十分に踏まれておらず、重層的支援体制整備事業でなければ対応できない支援対象者がどの程度存在するのかのニーズ把握がなされないまま、既存制度等での対応を最大限広げることなく、解決すべき課題も十分に把握・分析せずに、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化され、このために事業が形骸化し、事業実施の効果を感じられていない市町村が多い。
- 重層的支援体制整備事業は、これまで福祉分野で行われてきた事業とは性格が異なり、既存制度等が存在し、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度において、支援ニーズが制度の狭間に「落ちる」ことのないよう、最大限の対応を行うことを前提に、それでもなお不足する部分について、市町村が自らの課題を把握・分析し、課題解決

という目的に照らして有効な策であるかを検討し、選択して実施（活用）しなければ効果が見込めない事業であり、実施する上では十分な検討と合意形成が必要である。

- このため、現在、重層的支援体制整備事業の実施を検討している市町村は、まず地域共生社会の実現を見据えて、包括的な支援体制をどのように整備するか、事業を実施する前に、地域住民を含む関係機関等とともに十分な検討をすることが必要である。
また、既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村にあっても、事業の開始以前に上記の検討がなされていなかった場合や、事業の実施効果が感じられていない場合は、地域住民を含む関係機関等とともに、事業の継続的実施の必要性を含めた検証・見直しを検討することが必要である。その上で、事業を引き続き実施することが適当と判断した場合でも、重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、事業の成果目標や評価指標を設定し、PDCAサイクルを徹底することとされたい。
なお、重層的支援体制整備事業を一度実施した場合でも、実施による効果等が得られなかった場合は、市町村の判断により、重層的支援体制整備事業を実施しない形で包括的な支援体制の整備を図ることも可能である。実際に、令和6年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村の中には、令和7年度は重層的支援体制整備事業を実施しないこととした市町村もある。
- 地域共生社会推進室では、これまで市町村から伺った、重層的支援体制整備事業に関する「よくある誤解」と、それに対する「本当はこうだった」「大切だが忘れがちなこと」をまとめた資料（本当にそうかな？重層的支援体制整備事業－手段が目的化していませんか？）を作成しており、本会議資料の参考資料として付しているのので、重層的支援体制整備事業所管課のみならず、関係部局も含め参照されたい。

（２）多機関協働事業等とその課題

- 前述のとおり、重層的支援体制整備事業は、既存制度等が存在し、これらを最大限に活用することを前提に、これらでは対応しきれないといった課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行いつけるための「体制を整備する」事業であり、既存制度等を最大限活用してもなお残る課題の解決や、体制整備のための具体的な手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業（多機関協働事業等）が設けられている。
- しかしながら、市町村の中には、
 - ・ そもそも、重層的支援体制整備事業の実施にあたって、既存制度等の課題把握・分析等が行われておらず、その解決策として設けられている多機関協働事業等においても既存制度等と同様の取組を行う等、効果的に活用できていなかったり、
 - ・ 既存制度等を最大限活用し、それらの一体的な実施等による連携体制の整備を図ることなく、むしろ既存制度等の役割を縮小させることや既存制度等で実施していた取組について、重層的支援体制整備事業交付金への移し替えを行い、本来であれば既存制度等で実施すべき取組について、多機関協働事業等により補っていたり

する場合がある。

- そのような市町村にあっては、
 - ・ 多機関協働事業等に要する費用への交付金（重層的支援体制整備事業交付金）の交付効果の観点でも疑義が生じるほか、
 - ・ 多機関協働事業等の事業者に過剰な負荷がかかり、本来地域住民の支援ニーズにより応じやすくするための体制を整備する事業であるところ、既存制度等を実施していた際と比較して、逆に支援ニーズに応じにくくなってしまふといった課題がある。具体的な対応方針等を示さず、多機関協働事業者等に複合化・複雑化したケースへの対応を委ねているような市町村が多くあることが、厚生労働省補助事業による調査でも明らかになっている。
- 重層的支援体制整備事業交付金の交付効果に関しては、令和6年6月に結果が公表された、財務省予算執行調査（※）でも指摘されており、
 - ・ 多機関協働事業等について、支援実績が0件の市町村があり、同事業等により整備した支援体制が実績につながっていない可能性が高いことや、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていたこと。
 - ・ 「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」といった声もあったこと。
 - ・ 地域住民の支援ニーズを把握していない市町村が2割程度あったこと。
 - ・ 同事業等の成果を把握するための定量的な目標を設定していない市町村が8割程度あったこと。等を踏まえ、同事業等の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われた。（令和6年度予算額：約53億円（実施市町村数：346市町村）、令和7年度予算案額：約56億円（実施予定市町村数：473市町村））

（※）財務省HP

- 予算執行調査の結果

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/sy0606/0606d.html

- 令和7年度予算案への反映状況

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/hanei/index.html

（3）重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

- 前述の課題を踏まえ、重層的支援体制整備事業交付金の交付に関し、以下①～④の対応を行うこととする。
- ① 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

- 重層的支援体制整備事業を実施する場合、令和6年度までは、実施前年度の秋に地域共生社会推進室が実施する調査において実施を希望し、重層的支援体制整備事業に要する費用見込を回答することとしていた。
- 令和7年度は、夏・秋の2回に分けて調査を実施することとし、
 - ・ 夏の調査では、令和6年度以前に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村も含め、令和7年度・8年度に重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、
 - ✓ 地域住民も含めた幅広い関係機関等とともに、自らの市町村でどのような包括的な支援体制を整備するかを検討した際の検討体制及び議事録等の検討結果
 - ✓ 同体制の整備にあたり、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題の把握・分析結果
 - ✓ 上記の課題に照らし、既存制度や事業において実施できない理由及び重層的支援体制整備事業の実施を選択する理由
 - ✓ 重層的支援体制整備事業の対象となる、既存制度や事業で対応できない者の対象像、地域内の支援ニーズ（想定人数）及びその把握方法
 - ・ 秋の調査では、例年どおり重層的支援体制整備事業に要する費用見込を回答させることとする。

② 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。

なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定である。

(単位：千円)

市町村人口規模（※）	交付基準額		
	令和6年度まで	令和7年度から	差額
1万人未満	25,300	15,000	▲ 10,300
1万人以上～3万人未満	28,000	18,000	▲ 10,000
3万人以上～5万人未満	31,000	21,000	▲ 10,000
5万人以上～10万人未満	33,800	25,000	▲ 8,800
10万人以上～20万人未満	42,000	30,000	▲ 12,000
20万人以上～30万人未満	50,500	35,000	▲ 15,500
30万人以上～40万人未満	56,000	40,000	▲ 16,000
40万人以上～50万人未満		50,000	▲ 6,000
50万人以上	61,800	55,000	▲ 6,800

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

③ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

○ 多機関協働事業等は、前述のとおり、既存制度等を最大限活用してもなお残る課題の解決や、体制整備のための具体的な手段として設けられているものである。

○ 課題の解決状況や体制整備の進捗状況を把握するための指標の1つとして、多機関協働事業等による支援実績件数の変動が想定される(※)が、前述の財務省の予算執行調査の結果によれば、重層的支援体制整備事業開始年度であっても、支援実績件数が0件である市町村が多く見られた。

このような市町村は、「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について(通知)の改正について」(令和4年3月31日付社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局長地域福祉課長通知)に基づき実施している、四半期ごとの実績報告においても、継続的に確認されている。

(※) 既存制度等を最大限活用してもなお残る課題として、例えば複合化・複雑化した支援ニーズであって、調整者を介さなければ支援方針等が決定しない事例があることが考えられる。その場合にあっては多機関協働事業を活用した支援方針の決定(支援プランの作成)が行われることが想定されるが、多機関協働事業開始以降、一定期間支援プランの作成件数が0件である市町村にあっては、重層的支援体制整備事業の実施について改めて検討を行うことが必要である。

○ このため、上記実績報告の結果を厚生労働省ホームページで公表するとともに、支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、当室職員が、市町村を訪問する等して、事業の実施状況を直接確認することを検討している。

また、確認の結果、多機関協働事業等の実施実態が確認できない場合は、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に基づき、多機関協働事業等に係る交付金の返還を求める場合があることに留意されたい。

④ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

- 多機関協働事業は、同事業実施要綱に定めるとおり、
- ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
 - ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと

- ・ これらの取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援することを目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものである。
- この目的に照らせば、多機関協働事業は、行政ではない外部の事業者が上記の多機関協働事業の事業目的を達成することは困難であるため、原則として包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら多機関協働事業を実施すること（交付金の交付に際しては、多機関協働事業を外部に委託することは認めないこと）とする。（同事業実施要綱の、同事業実施主体に係る規定の改正も行う。）
- ただし、令和7年度にあっては、経過措置として、
- ・ 市町村自らが包括的な支援体制を整備するにあたり、多機関協働事業をどのように活用し、多機関協働事業を行わずとも複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるようにしていくかの見通しを示すこと
 - ・ 次年度から、市町村において直接多機関協働事業を実施する体制を整えること
 - ・ 上記の検討結果、次年度の実施体制、令和7年度は委託により実施しなければならない理由が記載された資料の提出を求め、内容を確認の上、委託を行うことを認める（多機関協働事業等に要する費用への交付金交付を、委託を行ったことのみをもって行わないこととしない）。
- また、重層的支援体制整備事業でなければ対応できない支援対象者について、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の決定を重ねていけば、その中で支援関係機関間の連携も進み、多機関協働事業を介することなく、支援関係機関間で対応できる事例が増えていくことを想定している。多機関協働事業の役割・機能は、事業の実施経過とともに変化していくことが想定されるものであり、重層的支援体制整備事業を開始した後も、多機関協働事業の実施体制を硬直化させるのではなく、既存制度等での対応範囲を広げることとあわせて、その役割に応じた体制等の見直しを検討されたい。
- 加えて、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業については、
- ・ 両事業とも多機関協働事業で取り扱ったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定とした「支援体制を整備」することを目的としている。しかしながら、既存制度等で対応できる者まで対象とした「支援」を行っているケースもあり、その結果、これまで各市町村が実施してきた既存制度等に要する費用から、重層的支援体制整備事業に要する費用へと移し替えている事例が見られたり、
 - ・ 参加支援事業にあっては、（参加支援事業者が早期に関わる必要がある場合を除き）重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者のみを対象とする事業であるにも関わらず、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっていたり
 - ・ 参加支援事業における支援メニューについて、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行ったり、

- ・ 多機関協働事業とも連携しながら、両事業により、どのような者に対してどのような支援を行う体制を整備するのかを検討しないまま、各事業がそれぞれの運用方針で事業を実施している

市町村が見受けられる。

こうしたことを踏まえ、

- ・ 両事業について委託を行う場合、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業と一体的に実施できる体制が確保されるよう、市町村が責任をもって事業実施に係る指示を行っていること
- ・ 参加支援事業について、その利用者が重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者かつ既存の社会参加に向けた事業では対応できない者に限定されていること、同事業への関係が想定される社会資源の把握方法とその結果

が確認できる資料の提出を求め、多機関協働事業等に係る重層的支援体制整備事業交付金交付申請において、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用から、両事業に要する費用への移し替えが生じている場合や、参加支援事業の対象者として適当ではない者に要する費用が含まれている場合は、査定を行う場合があることに留意されたい。

また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、市町村において全体のマネジメントが行われず、単に社会福祉法に示されている事業を同時期に行っているに留まり、それぞれの事業が繋がらず、地域生活課題に対する支援体制等の整備が進展していないと見受けられる場合には、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象とはならない場合があることにも留意すること。

- また、参加支援事業にあっては、その利用者が多機関協働事業による重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者かつ既存の社会参加に向けた事業では対応できない者に限定されていることを踏まえれば、前述の多機関協働事業の役割・機能の変化を踏まえた体制等の見直しとあわせて、参加支援事業の実施体制の見直しを検討することも必要である。

- 重層的支援体制整備事業は、「体制整備」を目的とするものであり、前述のとおり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、一定の期間内に「体制整備」を目指すべき事業である。

このため、重層的支援体制整備事業交付金も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に交付を行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。なお、この場合の一定期間とは、例えば、地域福祉計画の計画期間等が考えられるが、具体的な期間や一定期間経過後の必要な費用への見直しにつ

いては、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する方針である。

なお、重層的支援体制整備事業の事業評価については、前述のとおり、現在地域共生社会の在り方検討会議においても、具体的な議論が行われているところであり、具体的な評価方法等は、同検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、PDCAサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めていただきたい。